教 小 中 第 1689 号

令和２年６月 30 日

私立小・中・高等・中等教育学校長 様

大 阪 府 教 育 庁

市町村教育室小中学校課長

令和３年度使用教科書需要票等の提出について（依頼）

標記について、教科書の発行に関する臨時措置法第７条に基づき需要票を作成し、下記により提出願います。

記

1. 提 出 物 （別紙）提出書類・電子ファイル確認表のとおり

1. 提出期限 令和２年８月14日（金）

※提出が上記期限以降になる場合は、事前に下記担当まで連絡すること。

1. 提 出 先 〒540-0008 大阪市中央区大手前３丁目２－１２ 府庁別館５階大阪府教育庁 市町村教育室

小中学校課 学事グループ（担当：河合、増野）

1. 提出方法 郵送及び電子メール

1. その他（注意事項等）

・高等学校については、附則第９条関係教科用図書（一般図書）の需要数報告は求めない。

・別添「【学校用】需要数報告のための教書事務執行管理システム操作マニュアル」及び

「令和３年度留意点」を参照すること。

また必要に応じて下記参考資料を確認すること。

【令和２年６月17日付け教私第1728号セキュアSAMBAに掲載】

資料４　文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の需要数報告にあたっての

留意事項等について

教科書事務執行管理システムの専用サイト掲載及びヘルプデスクについて

マスタの差し替えについて

【６月15日付け通知】

文部科学省６月12日付け事務連絡マスタの差し替えについて

※マスタについて、今後も差し替えの可能性があります。

必ず最新のマスタにて作業・提出いただくようお願いいたします。

【連絡先】

担当学事グループ河合・増野

電話06-6941-0351（内線3423・3425）

ＦＡＸ 06-6944-3826

メール MasunoC@mbox.pref.osaka.lg.jp

教 小 中 第 1689 号

令和２年６月 30 日

私学課長 様

小 中 学 校 課 長

令和３年度使用教科書需要票等の提出について（依頼）

標記について、別添のとおり実施いたします。

つきましては、私立小・中・高等・中等教育学校あてに送付願います。

【連絡先】

担当学事グループ河合・増野

電話06-6941-0351（内線3423・3425）

ＦＡＸ 06-6944-3826

メール MasunoC@mbox.pref.osaka.lg.jp